

(書式 4 - 3 - 1)

相続分の放棄書

相続分放棄証書

私は、本日、下記被相続人の相続について、自己の相続分全部を放棄します。
私の相続分は、他の相続人（相続分譲渡人を除く）で、相続分に応じて取得してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

氏 名

記

(被相続人の表示)

本 籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

最後の住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 〇〇〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

死亡年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

解説

相続分を放棄すると、他の相続人の相続分が変動する。他の相続人の相続分がどのように変動するかについては、遺産に対する共有持分権を放棄する意思表示と解される場合（民法第255条を類推適用）と、相続放棄と同様の意思表示と解される場合と違いが生じる場合があるため、相続分の変動の仕方について記載しておくことが望ましい。

相続分の放棄は、相続放棄（民法938条、939条）とは異なり、時期や方式を問わないが、初めから相続人でなかったこととなるわけではない。したがって、相続分の放棄をしても、被相続人に債務がある場合、その債権者に対して放棄したこと主張できないことに注意が必要である。

* 相続放棄の詳細は、以下のURLをご覧ください。

<https://ac-souzoku.jp/inheritance/law-inheritance/about-inherit/563/>

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所